

## 濃厚接触者の特定等に関するQ&A

番号	質問	回答
1	濃厚接触者の定義は。	<p>陽性者の感染可能期間中（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方のうち、次の状態と場面をどちらも満たす方を濃厚接触者と定義しています。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">状態</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">陽性者と約1m以内の距離で、 必要な感染予防策なし(※)で 15分以上の接触があった状態 <small>※マスクを正しく着用できていない状態</small></p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">場面</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;"> <input type="checkbox"/>会話 <input type="checkbox"/>飲食 <input type="checkbox"/>喫煙  <input type="checkbox"/>車に同乗  <input type="checkbox"/>換気の悪い室内で空間を共有  <input type="checkbox"/>同じ寮内で生活(共有部分の利用等)         </p> </div> </div> <p>※上記の状態で、陽性者と接触する場面が一つでもある場合は濃厚接触者となります。</p>
2	問1の「状態」について、「必要な感染予防策なし」とはどういう意味か。	マスクを着用していなかったり、鼻出しマスクしていたなど、マスクを正しく着用できていない状態のことです。
3	陽性者と約1mの距離で15分以上会話をしたが、お互いマスクを正しく着用していた場合、濃厚接触者に当たるのか。	「1m以内」「必要な感染予防策なし」「15分以上の接触」の全てを満たしている状態が条件となるため、左記のケースでは濃厚接触者に当たりません。
4	濃厚接触者の待機期間は。	<p>陽性者との最終接触日を0日目として5日間が待機期間となっており、6日目に自宅待機が解除されます。</p> <p>なお、2日目及び3日目の自主検査（抗原定性検査キットによる検査）で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能です。（解除にあたって保健所への連絡は不要）</p>
5	2日目と3日目の自主検査に用いる抗原定性検査キットは研究用のものでもよいか。	<p>研究用の検査キットは使用不可です。</p> <p>抗原定性検査キットは、国の承認を受けた「体外診断用医薬品」を必ず用いるようにしてください。</p> <p>詳細は厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」をご確認ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</a></p>
6	陽性となった者が事業所内にいるため、従業員にPCR検査を受けさせたい。（濃厚接触者となった者、ならなかった者どちらも受けさせたい。）	<p>・濃厚接触者の方については、症状がない場合、医療機関の受診はお控えください。症状がある場合のみ医療機関を受診の上、検査を受けていただくようお願いしております。なお、仮に濃厚接触者の方が検査を受け、陰性であったとしても、自宅待機の期間は変わりません。</p> <p>・従業員個人に感染の不安があり、濃厚接触者でなく、かつ症状がない場合には、県の認定を受けた事業者による無料検査を受けることができます。詳細は県HP別ページをご確認ください。</p> <p><a href="https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html">https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html</a></p> <p>・濃厚接触者であるにかかわらず、症状のある方はかかりつけ医又は受診相談センター（089-909-3483）へ連絡の上、受診をお願いします。</p>

7	従業員に発熱した者がいるので、医療機関を紹介してほしい。	従業員の方のかかりつけ医療機関がある場合は、医療機関に連絡を、ない場合は、受診相談センター（089-909-3483）へ連絡の上、医療機関の紹介を受けてください。なお、濃厚接触者の場合は、その旨伝達したうえで受診をお願いします。
8	従業員に陽性者が出た。事業所の消毒はどのようにすればよいか。また営業は行ってよいか。	事業所の消毒については厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」をご参考ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a>  また、営業の可否については事業者で判断していただくこととなっております。
9	濃厚接触者をリストアップしたが、保健所に提出するのか。	保健所へ提出する必要はありません。
10	濃厚接触者をリストアップする中で、営業先や他事業所の社員が濃厚接触者候補となった場合、このことを相手方に連絡すべきか。	感染拡大防止の観点から、陽性者が確認された事業者から濃厚接触の可能性のある方が所属する事業者へ連絡していただきますようお願いいたします。
11	従業員を自宅待機させる場合、県から給付金などの補償はあるか。	休業手当を支給した場合、事業者に対して助成制度（雇用調整助成金）が適用される場合があります。まずは愛媛労働局の相談窓口へご連絡ください。 <b>【問い合わせ先】</b> 厚生労働省 愛媛労働局（助成金センター） 電話 089-987-6370 月曜日～金曜日（祝日除く）8:30～17:15  また、愛媛労働局から雇用調整助成金の支給決定を受けた場合、愛媛県から上乘せ助成を受けることができます。詳細は県ホームページ「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金のご案内」をご確認ください。 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/koronakoyouijijosei.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/koronakoyouijijosei.html</a>
12	陽性者への対応は保健所が行うのか。	お見込みのとおりです。事業所においては濃厚接触者の特定と、特定された方への自宅待機・健康観察の依頼をお願いします。
13	家族が濃厚接触者となった。同居家族である自分は自宅待機の必要があるか。	濃厚接触者の同居家族は自宅待機の必要はありませんが、濃厚接触者とそうでない方との生活をできるだけ分離し、少しでも体調に異変があれば、医療機関の受診をお願いします。
14	家庭内での具体的な感染対策方法を教えてほしい。	厚生労働省ホームページ「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」をご参考ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf</a>

15	濃厚接触者になり、仕事を休むことになった。休んだ間の給料や休業手当はどうか。	<p>お勤め先にて各種休暇制度の有無や休業手当の支給についてご確認ください。</p> <p>なお、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、国から休業支援金の支給を受けることができます。詳細は厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご確認ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a></p>
16	任意の保険の関係で、濃厚接触者である証明書がほしい。	県内の保健所では、濃厚接触者に対して証明書等の発行は行っていません。
17	説明資料やQ&Aを見てもよく分からない場合、どこに連絡したらよいか。	<p>一般相談窓口又は管轄の保健所にお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>一般相談窓口</p> <p>電話 089-909-3468</p> <p>24時間対応（土・日・祝日含む）</p>